

飯島町議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、飯島町議会議員（以下「議員」という。）及び飯島町職員によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応に関して、必要な事項を定めることによって、議員又は飯島町職員が個人としての人格を尊重され、快適に活動し又は勤務することができる職場環境の確保を図り、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は職場環境を害するとき。
- (2) セクシャルハラスメント 性的な言動により、他の者に不快感を与えるとき。
- (3) マタニティハラスメント 相手方である女性に対し、妊娠したこと、出産したことで、妊娠若しくは出産に起因する症状等により、相手方である女性が活動や勤務ができないことに関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度を利用することに関する言動により、相手方である女性に不快感を与えること又は職場環境を害するとき。
- (4) パタニティハラスメント 相手方である男性に対し、配偶者（事実婚を含む）が妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により、相手方である男性が活動や勤務することができないことに関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度を利用することに関する言動により、相手方である男性に不快感を与えること又は職場環境を害するとき。
- (5) その他のハラスメント 合理的理由なく、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与える言動であって、前4号に該当しないもの

2 この条例において「飯島町職員」とは、常勤、非常勤等の雇用形態又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職、同条第3項に規定する特別職等の職種を問わず、町の業務に従事する職員のうち、議員を除く職員をいう（以下「職員という」）。

3 この条例において「理事者」とは、前項の職員のうち町長、副町長及び教育長をいう。

4 この条例において「町民等」とは、議員及び職員以外の個人をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次の各号に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用す

る。

- (1) 議員から職員に対するハラスメント
- (2) 議員から他の議員に対するハラスメント
- (3) 議員から町民等に対するハラスメント
- (4) 職員から議員に対するハラスメント

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じること及び議員と職員が特殊な関係にあることを自覚し、職員及び他の議員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。

- 2 前条の範囲内でハラスメントに当たる可能性のある言動を発見した議員は、当該議員又は職員に対してハラスメントに当たる可能性のある旨を指摘するか又は議長に報告するよう努めなければならない（議長に報告した者を以下「報告者」という。）。

(議長職務の代行)

第5条 議長が、前条第2項の報告及び次条に規定する相談の対象（以下「対象者」という。）となったときは、副議長が議長の職務を行うものとする。

- 2 議長及び副議長が対象者となったときは、議会運営委員長が議長の職務を行うものとする。
- 3 議長、副議長及び議会運営委員長が対象者となった時は、対象者となっていない議員らの互選で議長の職務を行う者を定めるものとする。

(相談)

第6条 ハラスメントの被害を受けたと考える町民等、職員及び議員は、議長又は議会事務局に対し、相談をすることができる（議長又は議会事務局に相談した者を以下「相談者」という。）。

- 2 議会事務局が前項の相談を受けたときは、直ちに、議長に報告しなければならない。

(自己申告)

第7条 対象者は、報告者による報告又は相談者による相談が行われる前に、議長に対し、ハラスメント行為を行った可能性がある旨を自己申告することができる。

(ハラスメント調査)

第8条 議長は、前条の自己申告又は相談者による相談又は報告者による報告があったときは、直ちにハラスメントの事実の有無に関する調査（以下「ハラスメント調査」という。）を開始しなければならない。

- 2 議長は、ハラスメント調査として以下の事務を行う。
 - (1) 事実確認及び事実確認に必要な一切の調査等

(2) ハラスメントに該当するかの判断

(3) ハラスメントに該当する場合は問題解決のために必要な措置

3 議長は、対象者が議員であった場合において、ハラスメント調査の結果、ハラスメントがあったと判断するときは、報告者、相談者及び対象者に対して判断の結果を伝えるとともに、対象者に対して指導、ハラスメントに関する研修の受講の指示及び氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

4 前項の場合、議長は、直ちに全員協議会を開催し、全員協議会の場において、当該事案の概要、対象者名及び講じた措置を報告しなければならない。

ただし、対象者の情状により、全員協議会の開催及び対象者名を省略して、当該事案の概要及び講じた措置のみ報告することができる。

5 議長は、対象者が職員であった場合において、ハラスメント調査の結果、ハラスメントがあったと判断するときは、報告者、相談者及び対象者に対して判断の結果を伝えるとともに、理事者に対し、対象者へ必要な措置を講ずるよう要請し、その結果報告を求めなければならない。

6 前項の場合、議長は、議員に対し対象者名を省略して当該事案を報告しなければならない。

7 議長は、ハラスメント調査の結果、ハラスメントがあったと判断しないときは、報告者、相談者及び対象者に対して判断の結果を伝えなければならない。

8 前項の場合、報告者又は相談者は、議長に対し、次条で規定する審査会の設置の申出をすることができる。

ただし、同条で規定する審査会の諮問を経た後のものである場合は、申出をすることができない。

9 議長は、ハラスメント調査の補助を議会事務局に行わせることができる。

ただし、対象者が議会事務局の職員の場合は、この限りでない。

(ハラスメント審査会)

第9条 議長は、ハラスメント調査をするに当たり、諮問の必要があると考えるときは、外部の有識者からなる第三者委員会としてハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、その結果を答申するものとする。

(1) 事実確認及び事実確認に必要な一切の調査等

(2) ハラスメントに該当するかの判断

(3) ハラスメントに該当する場合は問題解決のための必要な措置

3 審査会の委員は、議長が委嘱する。

ただし、対象者又は相談者と親族関係にある者若しくは業務上（議会に関する業務以外も含む）の利害関係を持つ者を委員に委嘱することはできない。

4 審査会は、委員3人以上で組織する。

5 審査会は、特段の事情がない限り、諮問を受けてから3か月以内に答申を出さなければならない。

6 第3項から前項で規定する以外は、日本弁護士連合会企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインに準ずるよう努めるものとする。

（対象者が職員又は理事者である場合）

第10条 議長は、ハラスメント調査の対象者が職員である場合、必ず理事者又は審査会に対して、諮問しなければならない。

2 議長は、対象者が理事者である場合、必ず審査会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条に基づく特別委員会を設置して諮問しなければならない。

3 第1項の規定により理事者の行う事務は、前条第2項と同様とする。

4 理事者は、ハラスメント調査の補助を議会事務局に行わせることができる。ただし、議会事務局の職員が対象者の場合は、この限りでない。

5 理事者は、議会事務局以外の職員に、ハラスメント調査の補助を行わせることはできない。

（対象者への弁明の機会の付与）

第11条 議長又は、理事者又は、審査会はハラスメント調査を行うに当たり、対象者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

（対象者の協力義務）

第12条 対象者は、ハラスメント調査において、事情聴取、資料提供及び審査会への出席要請等を求められたときは、これに協力しなければならない。

（相談者及び報告者の努力義務）

第13条 相談者又は報告者となった者は、ハラスメント調査において、事情聴取、資料提供及び審査会への出席要請等を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

（研修等）

第14条 議長は、ハラスメントの根絶のため、議員に対し必要な研修等を行うものとする。

（プライバシーの保護）

第15条 議員及び職員は、相談者及び報告者の保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 議員及び職員は、相談者、報告者及び対象者を特定する行為を行ってはならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

全ての議員及び職員が相互に人格を尊重し、信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、町民等から信頼される議会を実現するために制定するものです。